

令和元年

奥州市教育委員会会議録

第 12 回定例会 12 月 26 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和元年 12 月 26 日（木）午後 1 時 56 分

閉会 令和元年 12 月 26 日（木）午後 3 時 30 分

開催場所 市役所本庁 7 階 委員会室

2 出席委員の氏名

1 番 田面木 茂 樹 委員（教育長）

2 番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）

3 番 高 橋 キ エ 委員

4 番 及 川 憲太郎 委員

5 番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、千葉達也学校教育課主幹、鈴木常義歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第 1 号）

第 1 会期の決定

第 2 教育長報告（1）生徒指導について

（2）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の量（施設の定数）の決定について

（3）学校給食供給日数の決定について

（4）令和元年度第 3 回奥州市学校給食運営協議会審議内容の報告と学校給食費の 1 食単価の改定(案)について教育委員の意見を求めることについて

第 3 議案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

第 4 議案第 2 号 奥州市教育委員会行政組織規則の一部改正について

第 5 議案第 3 号 奥州市立教育・保育施設再編計画策定委員会設置要綱の廃止について

第 6 議案第 4 号 奥州市特別支援教育・保育審査会設置規程の一部改正について

第 7 議案第 5 号 奥州市立教育・保育施設再編準備委員会設置要綱の一部改正について

第 8 議案第 6 号 前沢地域幼保連携型認定こども園運営検討会議設置要綱の一部改正について

第 9 議案第 7 号 中学生海外派遣研修事業見直しに係る協定書の締結について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

1 生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の量（施設の定数）の決定について 詳細について、千葉学校教育課主幹が資料に基づき説明。

【要旨】

子ども・子育て支援法に基づいて適正な施設の定数を定めるため、設置者である市長において決定した内容となる。変更地域は、水沢地域、江刺地域、前沢地域及び胆沢地域となる。量の見込みについては、水沢地域が上姉体幼稚園の閉園により定数が75人減少となる。所見は、水沢地域においては、待機児童が20人と市内でも最も多くいる状況。現在、民間施設の新規参入の相談を受けていることから、今後、定数が増加し、待機児童の減少に効果があるものとする。また、上姉体幼稚園は、園児数の減少により、1年間の休園期間を経た後、令和元年度末に閉園することで75人の定数が減少するが、0～2歳児への影響はない。江刺地域においては、民間施設の新設により63人増加する。待機児童は3人生じている状況だが、民間施設の新規参入（令和2年6月開園予定）が見込まれることから、定数が確保され待機児童の解消に効果があるものとする。また、岩谷堂幼稚園は、園児数が減少しており、適正規模のクラス編成ができない状況であり、閉園の場合は75人の定数が減少するが、上記の63人の増加により待機児童が生じることは見込まれない。次に、前沢地域は公立の南・北・東幼稚園の3施設を再編に伴う閉園とし、公立の前沢北こども園を新設するもの。合計で定数が150人減少する。所見は、待機児童が6人生じている状況。利用ニーズが低下している幼稚園を閉園し、0歳児から受け入れが可能な認定こども園へ再編することにより、未満児の定数が増加し待機児童の解消に効果があるものとする。胆沢地域は、公立の小山西幼稚園を再編に伴い閉園し、小山東幼稚園へ統合するもので、合計で定数が75人減少する。所見は、待機児童が8人生じている状況で、今回の統合により待機児童の減少には直接結びつかないが、幼稚園のクラス編成の改善に効果があるものとする。9ページの表は、これまで説明した内容を、地域全体でまとめた数である。下から3行目の合計数をご覧いただきたい。1号認定の定数については、390人の減で1,512人、2号認定の人数については96人の増加で1,985人。3号認定については57人の増加で1417人、2号3号の定数が増加する計画となっている。

【質疑等】

高橋委員：幼稚園の廃止で定数が減となっているが、待機児童の0、2歳児となるとやはり保育園や保育所がないと解消されないことになると思う。前沢は解消できそうで水沢や、胆沢地域は解消できない状況だが、現在進められている計画では、来年度の保育園等の開設に動きがあるのか。

千葉学校教育課主幹：待機児童解消の取り組みの一つは公立施設そのものを幼稚園のニーズが落ちているので、0、2歳児の受け入れられる認定子ども園に再編するもの、もう一つは民間事業者の施設整備を支援すること。具体的に言えば今回は江刺地域に民間の保育所で63人の定数が増加する。こういう取り組みをしているところで、現在の見込みでは、江刺地域と前沢地域は待機児童が解消されると見込んでいる。また水沢地域は、今後の定員の増の要因と書いているが、来年度以降、3事業所から新しい施設を整備したいと事前相談があるので、それがうまくいけば水沢も待機児童はなくなる可能性はある。衣川地域は来年度4月時点で待機がゼロになる可能性がある。胆沢地域の目処が立っていないが、胆沢地域に公立の認定子ども園を整備することで準備委員会にて進めていて、今年度末の目標は建設予定地を決定し、来年度建設基本構想に着手するという状況となっている。

高橋委員：待機児童については、保育施設の不足だけではなくて、保育士が不足して待機児童があるという問題はないのか。

千葉学校教育課主幹：少なからず影響があると聞いている。実際、市の独自の保育士確保の支援事業、一時金の支給や奨学金の返済支援で、20人が新規で奥州市に保育士が増えている実績がある。ただ、もう少し人数がいれば、数名の受け入れができるというような民間施設等の状況も確認している。0歳児、1歳児については、3人のお子さんに1人の先生をつけることや、配置率が高いので、特に保育所については、職員はいくらいてもでもありがたいというような状況だということで、市の方でも引き続き確保対策を応援してくれという要望をいただいている。

高橋委員：胆沢の民間施設10人の増の要因というのは、現在、ある民間施設で増の予定があるということか。

千葉学校教育課主幹：教育委員会に正式に相談が来ていないが、再編準備委員会の構成メンバーである胆沢保育園で、定員を10名程度拡大したいとの発言があったことからその人数を見込んだもの。愛宕の方は法人の理事会で決定していないので何とも言えないが、庁舎前にある胆沢保育園と、同じ法人が経営している愛宕は、その際に整理はしたいという話を聞いているが、どういう整理になるかまではまだ正式に伺っていない。

3 学校給食供給日数の決定について

詳細について、千葉学校教育課主幹が資料に基づき説明。

【要旨】

この案件については、10月25日開催の第10回教育委員会定例会で、教育委員会の方の了承、意見をいただき、設置者である市長で決定していただいた案件となる。決定内容のみ報告をさせていただく。令和2年度から、給食提供日数は小学校が

年間 173 日、中学校が 167 日ということで決定をいただいたもの。

【質疑等】

なし。

- 4 令和元年度第 3 回奥州市学校給食運営協議会審議内容の報告と学校給食費の 1 食単価の改定（案）について教育委員の意見を求めることについて

詳細については千葉学校教育課主幹が資料に基づき説明。

【要旨】

令和元年 12 月 2 日（月）に開催した令和元年度第 3 回奥州市学校給食運営協議会において、第 2 回同運営協議会で学校給食供給日数改定について了承いただいた際に、併せて学校給食費の 1 食単価を見直すように付帯意見が出されたことから、この意見を踏まえ、給食費 1 食単価の改定（案）を整理し、令和 2 年度学校給食費の 1 食単価の改定について審議した。審議の結果、令和 2 年度からの学校給食費の 1 食単価の改定について、全会一致で事務局提案のとおり了承するとの意見をいただいた。このことに対し教育委員からもご意見をいただき、設置者である市の方で最終決定をいただきたいもの。

学校給食費の 1 食単価の見直しについての、現在の給食費の構成についてであるが、給食費は単価契約による「主食」、「牛乳」と調理場において購入する「その他材料（おかず）」で構成されている。主食は米飯、パン、麺があるが、週 4 回と回数の多い米飯（小学校 135/165 日）での積算としている。その他材料費は 1 食当たりの金額から米、牛乳の単価を差し引いたものとしている。表の通り、現在小学校で 254 円、中学校で 299 円という単価となっている。

物価上昇の影響額は、平成 20 年度と令和元年度の実費を比較し、その上昇額を給食費へ反映させると、1 食当たりの改定額は次のとおりとなる。

小学校 254 円 ⇒ 290 円 36 円の引き上げ

中学校 299 円 ⇒ 340 円 41 円の引き上げ

年間の学校給食の見直しについて。平成 21 年度より給食費の調整として 8 日分の給食日数を減じた措置を行ってきたが、令和 2 年度から給食日数を 8 日増やすことで決定した。1 食単価については、物価上昇分である小学校 36 円、中学校 41 円の引き上げを反映させた場合、年間引き上げ差額が小学校で 8,200 円、中学校で 9,100 円となり保護者負担が大きいことから、令和 2 年度は牛乳の単価契約の上昇分である 12.5 円分を端数切り上げ、13 円の改定を行うこととする。

物価上昇を反映させた計算は次の通り。

小学校 290 円（254 円+36 円）×173 日＝50,100 円（R1 年度比較 8,200 円）

中学校 340 円（299 円+41 円）×167 日＝56,700 円（R1 年度比較 9,100 円）

奥州市の学校給食費は、5 月から 2 月までの 10 回に分けての支払いとなっている。よって改定後も、学校給食費は次のとおりとなる。

小学校 年間 46,100 円（4,200 円増） 月額 4,610 円（420 円増）

中学校 年間 52,100 円（4,500 円増） 月額 5,210 円（450 円増）

最後に消費税率引き上げの影響についての対応は、本年 10 月から消費税率が引き上げられたが、その影響額を分析するには時間を要するので、次の給食費改定時期は、令和 3 年度以降として協議を進める。

【質疑等】

高橋委員：以前、提供日数を改定するという中で、1食当たりの単価の改定についても、付帯意見があったとする話を聞いたとき、十分な栄養のことを考えると、単価の引き上げも必要なのではと思ったので、今回引き上げになることは良かったと思うが、今回は牛乳の単価契約の部分だけあり、実際の上昇分がどうなるのか、13円改定するという審議のときにも、その現場の声が気になったというのが実際それでやっていけるのか、どういう意見があったのかをお聞きたい。

千葉学校教育課主幹：付帯意見が出されたときの会議では、栄養教諭や栄養士から賛成を得られなかったので、全会一致ではなく過半数の承認で承認を得たところ。材料費は値上がりしているので、現場は作れる状況にないとして付帯意見が出された。その際、幾らでもいいから上げほしいとことのことだったので、その後、県内の他市町村の給食改定の状況、1食あたりどれくらいで来年度改定する自治体があるか、新聞報道でも3、4自治体が改定するということが載っているの、それらの額も参考にさせていただいた。今回牛乳の改定を入れたのは、牛乳は契約単価で、奥州市と牛乳業者の相対契約ではなくて、岩手県で、どこの市町村もその単価で入れることで、コントロールが効かないので、これは必ずこの単価で上げるということをまず決めさせていただいた。その他の材料費、米等についても単価差があるが、この辺は工夫であるとか、米については、市の農協さんと農政課から補助金もいただいている等々の理由から、何とかこの辺は、当面は対応できるという判断をさせていただいたところであるし、材料費についても、今までよりは、このくらい上げていただければ、何とかなるということも踏まえて、今回は牛乳分とさせていただき、保護者の負担も一気に上がらない、両方のバランスの中で調整させていただいたところ。実際、10月から給食費は今まで8%の材料費のみの調達だったが、例えばパンはビニールを掛けたパンは消費税が8%だったのが今度は10%に、同じ野菜でもカット加工して納品になっているものは10%とか、そのような影響が出ている。この影響については先ほど言った通り、今年度から来年度に分析し、その影響が大きいのであれば、その部分の改定も進めていきたいと考えている。

吉田教育長代理：この値段で本当に大丈夫なのか、食べていないのでこれで良いのか、子供たちにとって良いのか分からないが、いずれこの金額が妥当なのか、今まで話し合ったような経緯とか、急にも上げられないだろうし、悩みや考えの中で決めた価格だと思う。テレビで、1週間前か3週間前に見たが、名古屋では給食費が安くて、パンもデザートも何十回に1回しか出なくて肉もなくなったという。名古屋でこのような給食を子供たちが食べているのにびっくりした。名古屋も値上げをするということだが、結局親の負担とか考えたときに、急には上げられないだろうし、子供たちの栄養をどのように考えるかが親も十分わかってないと思う。学校によっては、親にも食べてもらう日や啓発をしながら、望ましい給食の値段と内容とか量について考えていただき、協議会で決めるだけではなくて、下地を盛り上げ学校と一緒に進めていく必要があると思う。

千葉学校教育課主幹：奥州市の給食の内容はいいですと評価を頂いている。給食

費だけではなく、地産地消の事業もセットで取り組んでおり、地元野菜を取り入れた場合に購入費の補助をいただいているし、地元の牛肉の活用という部分でも補助をいただいている。鳥肉を使ったときにも県の補助があり、お米については県産米という給食会で決めている米ではなくて、奥州市産のひとめぼれなど市と農協から補助をいただいております、1,000万円を超える補助金を入れて、質の確保も併せて行っている。

田面木教育長：いろいろ補助が入ってのことは、親はあまり知らないと思う。奥州市の給食が良いというのは、胆沢給食センターが給食甲子園で優秀賞をもらっており、取り組みがいいということ。いずれ大変だということで、来年度については消費税の引き上げの影響について検討し、令和3年度以降にまた協議するという決まったという報告である。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、特別職の要件が厳格化されることから、会計年度任用職員に移行することとなる職の身分等に関する定めを改めるため、関係規則を整備しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 現在、市において消防団や行政区長や相談員、或いは指導員、こちらを非常勤特別職という現行の職があります。その他に臨時職員という、例えば事務補助的に1ヶ月単位でお願いする職がある。それともう一つは、その日だけお願いする日々雇用という臨時職員がある。これら、大きくこの三種の種類がある。この臨時的任用職員と日々雇用については、そのまま会計年度任用職員に以降することとなる。ただし、非常勤特別職のうち、相談員や指導員は会計年度任用職員に移行するが、消防団や審議会委員や行政区長は非常勤特別職となる。教育委員会の関係規則で、会計年度任用職員になる身分の方々を改正しようとするものである。なお、会計年度任用職員については、身分は非常勤の一般職員となり、例えばその上司の命令を守る、信用失墜行為の禁止、守秘義務は、通常の一般職と同様の身分となる。また、勤務時間については、基本週30時間となる。任期については、会計年度ということで、4月1日から3月31日の範囲内となる。加えて賞与は期末手当が新たに支給され、処遇面での改善が併せてなされる。17頁の奥州市適応指導教室指導員設置規則新旧対照表、18頁の奥州市学びと心の指導員設置規則新旧対照表、19頁の奥州市立図書館条例施行規則新旧対照表、20頁の奥州市読書指導員設置規則新旧対照表、21頁の奥州市社会教育指導員の設置等に関する

規則新旧対照表のそれぞれ下線部のとおり改めるもの。以上該当する規則を会計年度職員の移行に伴い、改正を図ろうというもの。

【質疑等】

及川委員：現行の服務規程が無くなっているが理由はあるのか。

千田教育総務課課長：各規則において個々に服務等に規定を設けたものもあったが、今回、会計年度任用職員ということの制度からすれば、もうすでに上位法及び条例等において規定されていることから、改めて規定しなくても良い取り扱いになる。

吉田教育長代理：教育委員の身分はどうなるのか。

千田教育総務課課長：非常勤特別職となる。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 奥州市教育委員会行政組織規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千葉学校教育課主幹が行った。

【提案理由】

- ・ 幼稚園で使用する「園長補佐」の職名を、認定こども園及び保育所で使用する園長及び所長を補佐する「副」を冠した職名に統一するため、本件規則の一部改正をしようとするもの。

【補足説明】

- ・ 25 頁の新旧対照表をご覧ください。現在、幼稚園の課長補佐級である園長補佐については、その職務が園長を補佐し、上司の命を受け園を司ると定められている。この同等の職が保育所においては、副所長、認定子ども園においては、副園長と現在規定されている。それらの職と統一を図るため、左側改正後、幼稚園の職務、園長を補佐し上司の命令を受け、園を司る職について、副園長と改め、令和2年4月1日から施行しようとするもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第5 議案第3号 奥州市立教育・保育施設再編計画策定委員会設置要綱の廃止について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千葉学校教育課主幹が行った。

【提案理由】

- ・ 「奥州市立教育・保育施設再編計画」を策定のために設置していた当該委員会が不要となったことから、本件告示を廃止しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 現在、再編計画はすでに完了しており、今後、委員の事務は不要であることから廃止しようとするもの。現在は各5地域に具体的な再編準備のための委員会を別途、構成して進めていることから、不要となったもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第6 議案第4号 奥州市特別支援教育・保育審査会設置規程の一部改正について
千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千葉学校教育課主幹が行った。

【提案理由】

- ・ 本議案は、行政組織の再編に伴い、本件訓令の一部改正をしようとするもの。

【補足説明】

- ・ この規定は、市長部局所管の保育所認定子ども園の審査、そして、教育委員会所管の幼稚園の部分に係る審査等もあることからの共同訓令である。資料32頁をご覧ください。子ども対策の一元化のために、来年度から健康子ども部を新たに設置することから、そちらの組織で、この業務を担当するための改正となる。現在の規定においては、教育委員会事務局学校教育課長を会長、副会長には教育委員会事務局学校教育課主幹を置き、委員として健康福祉部健康増進課の保健師長及び健康福祉部子ども発達支援センターの所長をもって充てているところであるが、来年度の組織再編後は、会長に新たに組織される健康子ども部保育子ども園課長、副会長に教育委員会事務局学校教育課長、委員には健康子ども部健康増進課保健師長及び健康子ども部子ども発達支援センター所長をもって充てる内容に改正するもの。また、庶務担当部署においても、来年度は新たに設置する市長部局の健康子ども部子ども園課で庶務処理をすることでの改正となる。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第7 議案第5号 奥州市立教育・保育施設再編準備委員会設置要綱の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千葉学校教育課主幹が行った。

【提案理由】

- ・ 奥州市立教育・保育施設再編準備委員会を所管する部署が変更となることに伴い、本件告示の一部を改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 資料 36 ページをご覧いただきたい。こちら子ども供対策の実現化に伴う組織再編の関連である。現在、教育保育施設の再編については、5地域ごとに具体的に取り組む準備委員会によって進めている。今年度までは、教育委員会事務局学校教育課において、庶務を所管していたが、来年度からは、新たに組織する健康子ども部保育子ども園課において庶務を処理することによる改正となる。なお、具体的には予定ではあるが、施設再編整備係という係をもって所管する予定となっている。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第8 議案第6号 前沢地域幼保連携型認定こども園運営検討会議設置要綱の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千葉学校教育課主幹が行った。

【提案理由】

- ・ 本議案は、前沢地域幼保連携型認定こども園運営検討会議を所管する部署が変更となることに伴い、本件告示の一部改正をしようとするもの。

【補足説明】

- ・ 資料 40 ページをご覧ください。設置要綱については、今年度から建設している前沢北子ども園の運営に係る内容を検討している機関となっている。その担当部署が、現在は教育委員会事務局学校教育課だが、来年度から新たに組織する健康子ども部保育子ども園課において処理することから改正するもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第9 議案第7号 中学生海外派遣研修事業見直しに係る協定書の締結について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 中学生海外派遣研修事業は、今年度まで姉妹都市であるオーストラリアのグレーター・シェパートン市の学校を派遣先として実施してまいった。しかし、グレーター・シェパートン市並びに派遣先の学校より、来年度以降の受け入れができない旨の連絡があったことに伴い、新たな派遣先を決定し、派遣等に係る協定書を締結しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 既に報告していた通り、中学生の海外派遣研修事業は、姉妹都市交流の一つとして「オーストラリア グレーター・シェパートン市のムループナー校」を派遣先として実施してきたところ。しかし、相手先の都合により今後の派遣ができなくなり、事業を見直さざるを得なくなった。学校教育課内で新しい派遣先を検討した結果、同じオーストラリアの「ロックハンプトン市」の「カプリコーニア・スクールオブ・ディスタンス・エデュケーション」に決定し、継続的な派遣交流を行うため協定書を締結しようとするもの。協定書の内容としては、

- ① 5年間の交流を継続し、その後は継続について協議すること。
- ② 奥州市の中学生は、毎年派遣すること。
- ③ カプリコーニア校の生徒は、隔年で受け入れること。

の3点を中心的な内容とし、派遣及び受入れの際の人数や費用負担、研修内容等についての基本を定めている。

姉妹都市交流ではなくなるが、将来の「奥州市を担う人材の育成」、「国際理解教育の充実」、そして「英語教育の充実」をねらいとして、充実した相互交流が実現できるよう準備をしまいたいと考えている。

【質疑等】

吉田教育長代理：奥州市からは毎年行って、あちらからは1年おきに来るものか。

朝倉学校教育課長：そのとおり。

吉田教育長代理：オンラインの授業交流は回数が多くできるのか。行った子供たちだけではなく良いことと思う。

朝倉学校教育課長：東水沢中学校で試験的にやっている。その結果、時間差があり、しゃべったことに対してこちらが数秒遅れで反応するということはあるが、可能であることは確かめられている。今後環境整えながら、多くの中学校或いは小学校でもできるように進めてまいりたい。

吉田教育長代理：時差が少ないから可能なことで、日付変更線があったら大変なことだと思う。

朝倉学校教育課長：この学校に決めるまでに、七つの国、都市、合わせて26の中学校、或いは交流を受け入れる関係機関に打診をしたが、回答があったところの中で検討した結果、一番の時差が少ないことと英語圏であったり、ホームステイが可能であったりといった条件の中で、すべて満たしていたのがこの学校であった。例えばアメリカの学校であればこちらが昼であればあちらは夜というような状況では、今言ったような、オンライン交流はできない。ところが、オーストラリアのこの学校は時差が約1時間なので、希望通りのことができるだろうという見込みがあった。

高橋委員：向こうの児童生徒を各年で受け入れるということだが、その場合は、こちらは、何校かに分かれるのか。市内の中学生が行けば1校だけになるが、受け入れはいろんな学校に行ってほしいと思うが、具体的な話になっているのか。

朝倉学校教育課長：受け入れとしてホームステイは、大きな課題になっている。受け入れ先が、今まで来た際も、これまで派遣したお宅の方に数年分のお宅のどこへお願いをし、やっと見つかるという状況があったことは事実であり、今後派遣する生徒のところには、受け入れの際には受け入れができるかどうかの打診も含めながら、それを条件にするわけではないが進めていきたいと考えている。また学校訪問については、具体的な計画を立ててないが、ある特定の中学校小学校に固定することなく、その年度ごとに、順番に進めるような形をとっていきたい。

吉田教育長代理：毎年報告会を受けているが、他の子どもたちにも還元する方法としてビデオの報告もあると思う。他の子供たちがもう少し具体的に映像で触れていただくために、誰かビデオ撮りを現地に行って撮影してもらおうとか、予算をプラスアルファしてもらおうとか、効果的に広めることができないかと思った。

朝倉学校教育課長：予算については、次の議会で確定するが、現在要求段階だが、派遣研修に限らず厳しい状況がある。DVDについては、これまでも、手づくりに近い形で作っており、それを使って生徒たちに映像も示しながら、紹介或いは報告をしてるところだと思う。今後は、環境が整えばそれに加えて、先ほど申し上げたオンライン授業等も実現していくことから、よりダイ

レクトな交流ができるのではと考えている。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

閉会